

# 一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年  
9月号

## 1, 労働災害が激増中です！ 令和5年7月末現在の労働災害発生状況

～増加率は、岩手労働局管内7労基署中ワーストワンとなっています！～

**休業4日以上**の死傷災害 **115件** (前年同期と比較して**+38件**、**+49.4%増加**)  
うち、**死亡 0件** (前年同期と比較して **-1件減少**)

令和5年7月末現在の死傷災害は115件で、**前年同期の77件から38件49.4%の増加**となっています。このうち新型コロナウイルス感染症によるものは19件(全体の16.5%)であって、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと96件となるものの、**前年同期の67件からは29件43.3%と大幅に増加**しています。なお、死亡災害は発生しておりません。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業 23件(前年同期比±0件±0.0%)、②建設業 17件(同+11件+183.3%)、③保健衛生業 11件(同+4件+57.1%)及び接客娯楽業 11件(同+10件+1000.0%)、⑤商業 9件(+3件+50.0%)、⑥運輸交通業 6件(同-5件-45.5%)となっており、製造業と運輸交通業を除いては大幅な増加傾向となっています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く。)では、①「転倒」34件(構成比35.4%。前年同期比+13件+61.9%)、②「墜落・転落」16件(同16.7%。+6件+60.0%)、③「はさまれ・巻き込まれ」9件(同9.4%。-2件-18.2%)、④「飛来・落下」8件(同8.3%。+5件+166.7%)、⑤「激突され」7件(同7.3%。+2件+40.0%)となっており、「はさまれ・巻き込まれ」災害を除いて前年より大きく増加しており、特に転倒災害防止対策の確実な実施が望まれるところです。

当署では、令和5年における労働災害を、令和4年確定値から新型コロナウイルス感染症によるものを除いた151件より**10%以上減少させた135件以下**とするべく、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めておりますが、現在の状況からすると、**目標達成は厳しい状況**となりつつあります。

各事業場の皆様におかれましては、本年はこれ以上労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますよう、改めてお願い申し上げます。



ご安全に！！



## 2, 熱中症も増加しています！ 熱中症対策の着実な実施をお願いします！

～9月も「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間中です！～

今年の夏は猛暑となっています。連日厳しい暑さが続き、熱中症警戒アラートも毎日のように発令され、気象予報ではこの暑さは9月も続く見込みと予報しています。

当署には毎日のように熱中症を発症したという情報が寄せられ、熱中症による療養費の請求が多数行われているほか、熱中症による休業4日以上の災害が発生した報告もされています。

熱中症は予防と発症初期の対応が重要です。事業者、労働者が協力して、熱中症予防対策の着実な実施をお願いいたします。

**熱中症を発症したと思われる場合は、速やかに体を冷やすなどの対応を行うとともに、症状が改善しない場合は速やかに医療機関へ搬送しましょう。**

キャンペーン期間(5月～9月)にすべきこと

暑さ指数的把握と評価 □ J18規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握 (暑さ指数を同一時刻に測定し(1時間)、6時を超すとすべし)
測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底
□ 暑さ指数的把握 暑さ指数計に接続した記録装置を常備
□ 作業場所の整備 暑さ指数計に接続した記録装置を設置
□ 服装 暑さ指数計に接続した記録装置を常備
□ 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じて休憩、作業中止
□ 暑さ指数への対応 7日以上かけて暑への慣れ(暑慣れ)を促進し、暑さ指数計に接続した記録装置を設置
□ 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取
□ プレーイング 作業開始前や休憩時間中に涼感体温を減速
□ 労務の健康管理 当日の疲労の把握、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認 定期的に健康状態を確認し、労働者にお互いの健康状態を確認するよう指導
□ 異常時の対応 少しでも本人や隣りが異常を感じたら、必ず一旦作業を止め、病院へ搬送する(病院に搬送しなくても、異常を感じたら速やかに医療機関へ搬送する)
□ 異常時の対応 異常を感じたら速やかに医療機関へ搬送する(病院に搬送しなくても、異常を感じたら速やかに医療機関へ搬送する)



# 労働災害を防止しよう！



### 3, 9月は『令和5年度 全国労働衛生週間』の準備期間です。

【本週間；令和5年10月1日～7日 準備期間；令和5年9月1日～30日】

#### 〈スローガン〉 目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場

労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組むとともに、準備期間中には、労使協力のもと、以下の重点事項について日常の労働衛生活動の総点検をお願い申し上げます。

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 転倒・腰痛災害の予防及び「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進
- 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進
- 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題に関する事項

詳しくは、中央労働災害防止協会の特設サイトをご確認ください。

【特設サイト】 <https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

また、9月1日から30日までの間は、「職場の健康診断実施強化月間」「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」の強化月間でもありますので、全国労働衛生週間の実施に併せた重点的な取り組みもお願い申し上げます。



### 4, 「過重労働解消のためのセミナー」(参加無料!)のご案内について

【オンラインセミナー】 全52回 開催期間；令和5年10月3日～令和6年1月18日

長時間労働や仕事のストレスなど過重労働となる要因を取り除き、働く人の健康を確保することは、人を雇用する事業主や会社の義務です。

過重労働は、社員自身の健康や生活に大きな影響を与えるばかりではなく、企業にとっても生産性や人材確保、社会的信用といった様々な面でダメージやリスクとなり得る問題です。

この問題を解決するには、個々の企業において、自社の実情に応じ、経営者と従業員双方で自主的に取り組んでいくことが何より大切です。

厚生労働省では、事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方に、過重労働防止に必要な知識やノウハウを習得し、自社内での対策に取り組む際に役立てていただくことを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」をオンラインで開催します。

会社などのパソコンから気軽に参加することもできますので、是非ご参加ください。

また、特別企画として、業務効率化のための実践的な手法を解説する業務効率化セミナーもオンライン開催(11月8日。なお、会場開催も2回あります。)されますので、こちらのセミナーも是非ご参加ください。

【特設サイト】 <https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

受託者：公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(全基連)



9月末までは「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です。  
**熱中症対策を着実に実施しましょう!**

